

# 入院費一覧表

## 医療保険

### 70 歳以上の方

一部負担額 ----- 1・2 割負担/月  
(上限額 57,600 円/月)  
----- 3 割負担/月  
(上限額 約 88,000 円/月)

### 一般被保険者等

健康保険・国民健康保険等

一部負担額 ----- 3 割負担/月

※健・国保とも一ヶ月の医療費の自己負担額が  
一定額を超える場合、高額療養費の申請が可能です。

## 食事療養費・生活療養費

負担額 ----- 32,400 円/月  
----- 1,080 円/日  
(360 円/食)

※65歳以上で一定の条件にあてはまる方の場合、  
{ 食費 (460 円/食) + 居住費 (320 円) } / 日、  
51,000 円/月 (30 日換算で毎食食事をとられた場合)  
となります。(課税状況により減額される場合があります。)

## 医療保険＋食事療養費

### 70 歳以上の方

1・2 割負担の方 月額 (30 日) 90,000 円  
3 割負担の方 月額 (30 日) 約 120,400 円

### 一般被保険者等

月額 一部負担額 + 32,400 円

- ★基本料金は非課税となっております。
- ★高額療養費支給制度の手続きについてご不明な点がございましたら、医療連携室までお問い合わせください。

## 新館差額ベッド料

個室 B (バストイレ付) ---- 7,000 円/日  
個室 C ---- 5,000 円/日  
3 人部屋 ---- 1,700 円/日  
4 人部屋 ---- 1,500 円/日

## 東館差額ベッド料

個室 (女性) ---- 5,000 円/日  
個室 (男性) ---- 3,000 円/日  
4 人部屋 ---- 1,500 円/日

---

タオルリース代 ---- 215 円/日 (税込)

---

共益費 ----- 150 円/日 (税込)

---

おむつ代 ----- 上限 39,900 円

※使用するオムツの種類によって金額がことなります。

---

クリーニング代 ---- 215 円/日 (税込)

※ご家族様が行なう場合にはかかりません

## 入院費のお支払いについて

入院費は毎月月末締めとし、翌月 15 日までに請求書を発行致します。

お支払いは同月内までに医事課もしくは、お振込みにてお願い致します。  
なお、通帳からのお引き落としも出来ますので、医事課にてご相談ください。

◎ 保険証について

- ◆ 保険証の内容に変更が生じた場合は、受付までお申し出ください。
- ◆ 毎月必ず保険証の確認をさせていただいております。入院のお支払いの際や退院時に保険証を受付へご提示ください。

○ 限度額適用認定証について

入院時または入院された月末までに当院医事課へ提示をお願いいたします。

70 歳以上の方 住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示されると窓口負担が軽減されます。(平成29年8月1日～平成30年7月)

	医療費(1ヵ月)	食費(1食)	合計(1ヵ月/30日)	多数該当(※2)
現役並み所得者	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	360 円	約 120,400 円	44,400 円
一般所得者	57,600 円	360 円	90,000 円	44,400 円
区分Ⅱ	24,600 円	210 円 (90 日超えると 160 円※1)	43,500 円	
区分Ⅰ	15,000 円	100 円	24,000 円	

70 歳未満の方「限度額適用認定証」を提示されると窓口負担が軽減されます。

	医療費(1ヵ月)	食費(1食)	合計(1ヵ月/30日)	多数該当(※2)
区分ア	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%	360 円	約 279,000 円	140,100 円
区分イ	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%	360 円	約 195,000 円	93,000 円
区分ウ	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%	360 円	約 120,400 円	44,400 円
区分エ	57,600 円	360 円	90,000 円	44,400 円
区分オ	35,400 円	210 円 (90 日超えると 160 円※1)	54,300 円	24,600 円

※1「病院の領収書」など食費が 90 日以上かかっているものがわかるものを、保険者窓口にご提示ください。

※2 過去 12 か月の医療費で、高額該当が 4 回目以降は多数該当となります。4 回目以降とわかる「病院の領収書」などを受付へご提示ください。

◎手続きには健康保険証・印鑑が必要です。

◎「限度額適用認定証」の手続きについては、保険証に記載されている保険者(国民健康保険の方は各市町村、社会保険の方は協会けんぽ・共済組合・保険組合など)にてお願いいたします。